

令和 7 年 度

浅口市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

浅口市監査委員

浅監第 45 号
令和 8 年 8 月 19 日

浅口市長 栗 山 康 彦 様

浅口市監査委員 高 田 浩 二
浅口市監査委員 加 藤 淳 二

令和 7 年度浅口市財政健全化及び経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及びその算定基礎書類並びに同法第 22 条第 1 項の規定による資金不足比率及びその算定基礎書類審査を終了したので、次のとおり意見書を提出する。

目 次

【財政健全化審査意見】

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の概要	1
第4	審査の結果	1
1.	健全化判断比率について	2
(1)	実質赤字比率	2
(2)	連結実質赤字比率	2
(3)	実質公債費比率	2
(4)	将来負担比率	3
2.	監査委員の意見	3

【経営健全化審査意見】

第1	審査の対象	4
第2	審査の期間	4
第3	審査の概要	4
第4	審査の結果	4
1.	資金不足比率について	5
2.	監査委員の意見	5

令和 7 年度浅口市財政健全化審査意見

第 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 8 月 1 9 日

第 3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査し、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率及びこれらに関する審査意見は、次のとおりである。

1. 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を判断する比率である。

実質赤字比率の早期健全化基準は、13.30%であるが、一般会計等の実質収支額は黒字であり、実質赤字比率はない。

(単位：%)

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	13.30

(注) 実質赤字額がない場合は、「—」を記載しています。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を判断する比率である。

連結実質赤字比率の早期健全化基準は、18.30%であるが、対象となる一般会計をはじめとした全会計の実質収支額は黒字であり、連結実質赤字比率はない。

(単位：%)

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準
連結実質赤字比率	—	—	18.30

(注) 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載しています。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率である。

実質公債費比率は前年度より0.2ポイント下降しており、早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。

(単位：%)

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準
実質公債費比率	6.6	6.8	25.0

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率である。

将来負担比率の早期健全化基準は、350.0%であるが、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率はない。

(単位：%)

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準
将来負担比率	—	—	350.0

2. 監査委員の意見

令和7年度の健全化判断比率において、本市の財政状況は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率のいずれにおいても早期健全化基準を大きく下回り、該当する数値は生じていない。また、実質公債費比率についても前年度から0.2ポイントの改善が見られ、国の示す安全基準を十分に維持している。

健全化判断比率が良好であることは、これまでの計画的な財政運営の成果と評価するものである。しかしながら、全国的な人口減少や社会保障関連経費の増嵩など、自治体を取り巻く環境は依然として予断を許さない。健全な財政状況を維持していくためには、一過性の数値にとらわれることなく、経常収支比率等の関連指標も注視し、将来にわたり持続可能な行政運営を継続する必要がある。

今後とも、事務事業の不断の見直しや効率的な行財政運営を通じて、市民ニーズに応じた質の高い行政サービスを提供し、本市の持続的な発展に努められるよう強く望むものである。

令和 7 年度浅口市経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 8 月 1 9 日

第 3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査し、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、資金不足比率及びこれらに関する審査意見は、次のとおりである。

1. 資金不足比率について

資金不足比率とは、特別会計、公営企業会計ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率である。

本市における資金不足比率の対象となる特別会計は、工業団地開発事業特別会計の1会計、公営企業会計は、水道事業会計及び下水道事業会計の2会計である。

資金不足比率の経営健全化基準は20.0%であるが、3会計ともに資金不足額はなく、資金不足比率はない。

(単位：%)

資金不足比率	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
工業団地開発事業	—	—	20.0
水道事業	—	—	20.0
下水道事業	—	—	20.0

(注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載しています。

2. 監査委員の意見

令和7年度の経営健全化審査において、3会計すべてに資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。いずれの会計においても、経営資金は健全な状態にあるものと認める。

しかしながら、経営健全化比率はあくまで経営の深刻度を示す指標であり、数値が良好であるからといって現状に留まるべきではない。公営企業を取り巻く環境は、施設の老朽化に伴う大規模な更新投資の増大や、人口動態の変化に伴う将来的な収益基盤の変動など、中長期的な課題を抱えている。

今後とも、各事業の特性に応じた経営の健全性を堅持しつつ、常に高いコスト意識を持って経営の総点検を行う必要がある。業務執行体制のさらなる合理化を推進し、効率的かつ持続可能な経営基盤の強化に努め、安定的な行政財政運営を継続されるよう強く望むものである。